広島市政と市民

よく見よく知りよく考えて投票を

特集号　No331

この一票あなたが築くよい郷土

政治はあなたが主役です

白バラが象徴するように明るく正しい一票を投じましょう

衆議院議員総選挙は12月7日に告示され、12月27日に投票が行なわれます。

このたびの選挙は、沖縄返還の問題、日米安保条約の問題、大学問題をはじめとして、物価問題など、わたくしたちの身近かに横たわっている諸問題を、新しい70年代を迎えるに当たっていかに解決するか、過去の選挙に見られない重要な意義を持った選挙であると言われています。そして、70年代への国政の進路を決めなければならない点に特徴を持った選挙です。

歳末のあわただしい中で行なわれる〝しわす選挙〟を迎えて、有権者のひとりひとりが買収や供応にまどわされることなく、自由な判断のもとに、みずからが70年代を開くにふさわしい手だという自覚と意欲をもって、明るく正しい一票を投じたいものです。そのためには選挙人が常に候補者の政見はもちろん、政党の政策にも耳を傾け、また、選挙公報や新聞などをよく読み、よく考えて、積極的に投票されることが望まれます。

総選挙と同時に行なわれる**最高裁判所裁判官国民審査**は、憲法第79条の「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際國民の審査に付し、その後10年を經過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする」の規定にもとづいて行なわれるものです。

最高裁判所裁判官は、憲法を守って、わたくしたちの権利、義務に関する法律上の問題に対して、最終的判断をくだす重要な職責を持っています。

国民審査は、その最高裁判所裁判官を罷免すべきかどうかを、主権者である国民が決定するという、重大な意義をもっておりますから、有権者のみなさんは、審査公報をじゅうぶんに研究され、慎重に審査していただきたいと思います。

選挙人名簿の登録制度が変わりました

いままでは、市役所の住民基本台帳に載っていなくても選挙管理委員会に申し出れば、選挙人名簿に登録されていましたが、ことしの7月20日からは、住民基本台帳に記載されて3か月以上過ぎた人を選挙人名簿に登録することになりました。したがって、住民基本台帳に載っていなければ、20歳以上になっていても選挙人名簿には登録されておりません。このたびの選挙のために、つぎの条件にあてはまる人を新たに選挙人名簿に登録しました

◇居住条件＝住民票作成（転入届）の日から基準日（12月6日）まで3か月以上経過した人、すなわち、昭和44年9月6日までに転入届をした人。

◇年齢条件＝投票日（12月27日）に満20歳以上の人、すなわち、昭和24年12月28日までに生まれた人。

選挙人名簿へ登録されるためには、住民基本台帳に載っていることが先決要件ですが、たとえ、住民基本台帳に載っている人でも、基準日（12月6日）現在で、実際に広島市に居住していないで、他市町村に生活の本拠を構えておられる人は名簿に登録されておりません。

投票には必ず投票通知書を

投票日には、郵便で配達した投票通知書を必ず持って投票にお出かけください。これをなくしたり、忘れたりして投票においでになると、受付けのとき思わぬ時間がかかり、混雑するもとになります。また、選挙人で死亡や転居などでおられない人に、この通知書が配達された場合は、「○月○日死亡」、「○○へ転居」などの符せんをつけて、さし出し人戻しで郵便ポストへ入れるか、もよりの市役所出張所へお返しください。

投票の方法はこうして

投票所では、衆議員議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査と、二つの投票が行なわれます。

投票には、まず、名簿対照係へ投票通知書を出して、本人であることの確認を受けたのち、投票用紙交付係で投票用紙を受け取ってください。総選挙の投票用紙は、白色の紙に黒字で印刷した用紙で、国民審査の投票用紙は、赤色の紙に黒字で印刷した用紙です。

これら2種類の用紙を同時に渡しますから投票記載所で、まず、衆議員議員選挙の投票用紙に候補者ひとりだけの氏名を正しく書いてください。つぎに、裁判官国民審査の投票用紙には、裁判官の氏名が印刷してありますから、やめさせたいと思う裁判官は、その裁判官の氏名の上の欄内に「×」の記号を書きやめさせなくてもよいと思う裁判官には何も書かないでください。「△」や「○」など、「×」以外の記号を書くと無効になります。投票箱は総選挙用と国民審査用と二つ設けてありますので、それぞれに投票してください

また、投票所で字の書けない人には、代理投票、目の見えない人には、点字投票の制度がありますから、当日、申し出てください。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和44年12月20日

投票所の確認を

投票に当たってのご便宜をはかるため、このたびの選挙から一部の投票区域を分割し、つぎの表のように79投票区にしましたので、投票所も一部変更になったところがありますご注意ください。投票通知書に記載してある投票所をよく確かめて、当日は棄権しないよう投票に行ってください。

各投票所名一覧表

東部開票区	開票所 段原小学校	中部開票区	開票所 饒町小学校	西部開票区	開票所 広瀬小学校
投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
矢賀	矢賀小学校	白島	白島小学校	広瀬	広瀬小学校
◎尾長第一	尾長小学校	饒町	饒町小学校	本川	本川小学校
●尾長第二	二葉中学校	堀川	円隆寺	神崎	神崎小学校
愛宕	広島修道院	竹屋	竹屋小学校	舟入	舟入小学校
二葉	国鉄広島職員会館	△比治山	安芸幼稚園	江波第一	江波中学校
荒神	荒神町小学校	皆実	皆実小学校	江波第二	江波小学校
大州	大州幼稚園	翠町第一	親和幼稚園	天満	天満小学校
青崎	青崎小学校	翠町第二	済世愛児園	観音	観音小学校
向洋	光洋寺	翠町第三	広島大学教育学部附属学校	南観音第一	観音中学校
仁保	仁保小学校	似島	似島保育園	南観音第二	三菱広島造船所技能訓練所
渕崎	渕崎会館	金輪	金輪船渠株式会社	福島	西隣保館
楠那	楠那小学校	元宇品	元宇品会館	大芝北	大芝集会所
大河	大教寺	宇品第一	千暁寺	大芝南	大芝小学校
◎旭町	大河小学校	宇品第二	宇品小学校	三篠	三篠小学校
●出汐	専崇幼稚園	宇品第三	宇品東小学校	中広	中広中学校
●霞町	比治山女子高等学校	宇品第四	宇品中学校	己斐第一	己斐小学校
東雲第一	比治山小学校	△宇品第五	宇品集会所	◎己斐第二	己斐幼稚園
東雲第二	東雲会館	基町東	広島新生学園	●庚午北	庚午北町集会所
段原第一	段原中学校	基町西	基町保育園	◎高須	求道寺
段原第二	報徳寺	袋町	袋町小学校	●庚午中	めぐみ幼稚園
段原第三	広島女子商学園	国泰寺	国泰寺中学校	◎古田	古田小学校
段原第四	段原小学校	大手	大手町中学校	山田	山田共同作業所
牛田第一	牛田小学校	千田第一	千田小学校	◎庚午	庚午中学校
牛田第二	国鉄牛田集会所	千田第二	進徳寺	草津	草津小学校
戸坂	戸坂小学校	中島	中島小学校	井口	井口集会所
中山	中山集会所	吉島第一	慈光幼稚園		
		吉島第二	願正寺保育園		
		吉島第三	吉島幼稚園		

注）●印は投票区の増設　◎印は投票区域の一部変更　△印は投票所の変更をそれぞれ示します。

不在者投票の活用を

公示の7日から、不在者投票の取り扱いを投票日の前日（26日）午後5時まで受け付けておりますが、この制度は投票日に公用、社用、商用で出張される人や出張中の人、指定病院で入院中などの理由で投票ができない有権者のみなさんのご便宜をはかるために設けられた制度です。とくに、今回は、〝しわす選挙〟のため、帰省される学生や集団就職の青年のみなさんが多数おられることが予想されますので、じゅうぶんにこの制度をご活用ください。

手続きは、①広島市選挙管理委員会委員長に対し、不在者投票の事由に該当する旨の証明書（官公署、会社、事業所の長などが発行するもの）を添えて、直接または郵便で投票用紙と投票用封筒の交付を請求してください②投票用紙の交付を受けた選挙人は、選挙管理委員会の指定する場所で、不在事由によりそれぞれ違う投票の方法によって不在者投票してください。くわしいことは、広島市選挙管理委員会事務局（国泰寺町一丁目4—22 電話45—2111）へお問い合わせください。

投票は時間内に

投票の時間は午前7時から午後6時までですが、投票日が土曜日ですから、午後からの投票が混雑すると思われます。なるべく早めに投票をすまされるようお願いします。

つぎの投票所は投票時間が繰りあがっていますのでご注意ください。

◇似島投票所／午前6時から午後5時まで。

◇金輪投票所・山田投票所／午前7時から午後5時まで。

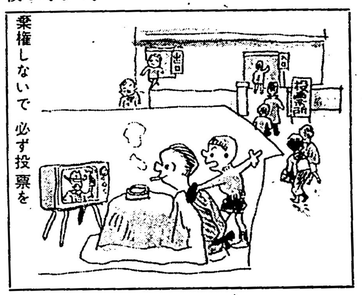

立会演説会やテレビ政見放送などをよく聞いて

候補者の人物や識見を知り、その政策を確かめて、正しい判断のもとに投票していただくために、立会演説会を、12月22日（月）午後1時30分から、饒町小学校講堂で開催します。おさそいあわせのうえ、ぜひご来聴ください。また、このたびの選挙から新しい制度として、テレビによる政見放送が行なわれています。

このほかに、候補者の経歴や政見が書かれた選挙公報と、裁判官の氏名、経歴が載っている審査公報を、遅くとも12月25日ごろまでには各家庭へ配布します。

お知らせ

パートタイマーをあっせんします

経済の高度成長に伴い、労働力不足の現象が急速に強まっています。とくに、これまで労働力の重要な供給源であった新規学校卒業の就職者が年々減少しているため、これからは、中高年婦人などに新しい労働力を求めざるを得なくなっています。

広島公共職業安定所では、昨年7月から、パートタイム・センターを新設し、産業界の要望に応じています。開設以来、すでに、2,007名の人たちが就職され、貴重な労働力になって活躍しておられ、590名の人が登録して職を求めておられます。（12月15日現在）

この新しい婦人労働力を1日も早く活用され、深刻な人手不足を乗りきられるようおすすめします。パートタイマーの求人・求職などのご相談など、くわしいことは、広島公共職業安定所パートタイム・センター（電話28—0521）へお問い合わせください。

職業訓練生を募集します

家事サービス職業訓練校では、女子求職者を対象にして、職業訓練生を募集しています授業料などは無料ですから、希望者はご応募ください。

資格／満25歳以上の女性

コース／①家事サービス②食物・調理③ホームヘルプ

応募方法／12月27日（土）までに、広島公共職業安定所へ申し込む。

訓練の時期／1月11日から3月30日まで。

くわしいことは、家事サービス職業訓練校（電話51—4279）へお問い合わせください。

広島市政と市民

特集号　No３３２

シ尿収集業務にみなさんのご理解を

◆　◇

現在決められているシ尿収集手数料金は、昭和41年８月１日から実施されたものですが、それ以来、今日までずっとそのまますえおいてきました。しかし、最近における諸物価の上昇に伴って、人件費を中心にした経費がたいへん高くなりシ尿収集業者の経営が相当困難になっているというのが現状であります。

そこで、市では、かねてから民間の専門調査員に依頼して、昭和42年度と同43年度におけるシ尿収集業者の経営がどのようになっているかという実態を調査しその調査結果にもとづいて適正な料金改正案を作成するため、学識経験者や公益代表で構成した清掃手数料審議会を設けて、シ尿手数料を改正する問題を諮問しことしの１月にその答申を得たものであります。

このたびのシ尿収集手数料の改正は、その答申の趣旨をじゅうぶん尊重して、市民負担の軽減対策を慎重に配慮した結果、市民生活への影響が大きい一般家庭分の手数料は、基本料金を現行のまますえおき、人頭割り分だけの値上げにとどめることにして、一般家庭の人頭割り分の値上げ額と、旅館、飲食店、会社などに適用する従量制の料金額を審議会の答申どおりに改正し、来年の１月１日から実施することになりました。

◇　◆

シ尿汲取り料金を改正

来年１月１日から実施

市民負担軽減対策はじゅうぶん考慮して

人頭制料金

◇普通世帯

人頭割り料金＝１人１か月につき65円（これまでは55円）

基本料金＝汲み取り１回につき50円（これまでどおりで変わりません）

◇汲み取りが困難な世帯

人頭割り料金＝１人１か月につき65円（これまでは55円）

基本料金＝汲み取り１回につき 100円（これまでどおりで変わりません）

従量制料金

18リットルにつき30円（これまでは25円）

18リットル未満は切りあげます。また、基本料金はつきません。

人頭制料金で汲み取るところ

◇普通家庭

普通のバキューム車（２トン車）で、ホースの長さ30㍍未満で汲み取りができる家庭

◇汲み取りが困難な家庭

①オケかミゼット車で汲み取る家庭③普通のバキューム車で作業する地区のうち、ホースの長さが30㍍以上で汲み取る家庭

従量制料金で汲み取るところ

◇常時適用されるところ

①会社、旅館、飲食店、興行場、遊戯場、学校、寮などのように、多くの人が使用するところ③便そうがこわれて浸水が激しいところ。

◇特別な場合に適用されるところ

風水害などで浸水したところ

人頭制料金の決めかた

◇料金は１人１か月を単位にします◇１か月とは、その月の１日から末日までをいい、料金は８月分、９月分というように決めます◇汲み取りは、１か月１回の定期収集を原則にします◇年齢にかかわらず、乳幼児も１人に数えます◇人数の算定で、１か月をつうじて入院などにより、自分の家に住まなかった人は、その月の人員からのぞきます◇月の中途から新たに汲み取りを始めたとき（出生、転入など）や途中でやめたとき（転出など）は、その月分の人員に数えます。

以上のことがらは、汲み取りのときにまちがいないよう、作業員に申し出てください。

◇人数の移動や、どの料金を適用するか、そのほか、わかりにくい場合は、市役所の職員が出向いて調査して決めます。

加算料金

◇人頭制料金で汲み取る家庭のうち、便そうが小さいため、１か月２回以上汲み取る場合は、２回目から基本料金だけを支払っていただきます。

人頭制料金表（１か月１回汲み取る場合）

区分＼世帯人員	１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人
	円	円	円	円	円	円	円
普通家庭	115	180	245	310	375	440	505
汲み取りが困難な家庭	165	230	295	360	425	490	555

お願い

◇料金

①普通の家庭で人頭制料金のときは、人員の増減を汲み取りの際、正確に申し出てください②従量制のときは、料金計算のもとになる計量器のメモリを確かめるようにしてください③領収証は必ず受け取り、保管してください。

◇便所の管理

①布切れ、タワシ、木切れ、ゴミなどを便所に捨てないでください②汲取り口のまわりは整理して汲み取りやすくしておいてください③便そうのフタの不備、ひび割れなどのため、雨水がはいる便所やわき水がはいる便所は修理してください。

疑問の点がありましたら、市役所清掃部業務第一課（電話45―2111 内線818）へご連絡ください。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和４４年１２月３０日

シ尿収集には直営と民営があります

広島市のシ尿収集は、収集量から見ると、その約10%を市の直営により、残りの90%を民間の許可業者によって収集作業を行なっています。そして、収集車は直営が17台、民営が58台、収集従業員は直営が41人、民営が127人となっています。しかし、収集対象はそれぞれ異った内容を持っており、直営による収集作業は、主として学校、公衆便所などの公共施設や、一般家庭でも収集作業がいちぢるしく困難で、民営で実施することが適当でないと考えられる地区に限定して行なっています。その他の一般家庭は、すべて民営が収集作業に当たっています。したがって、民営は収集地区が１か所に集中しているのに対して、直営は収集地区が全市域に散在し、しかもホースを100㍍以上ものばさなければならないという、たいへん困難な作業が多いため、収集時間も予想以上に長くかかるというのが実情であります。

こうして、収集したシ尿は、その一部は南部処理場で消化処理され、その他は、出島作業所から船へ積み込まれ、遠くの海へ流して自然の力で消化するという方法で、それぞれ処理されています。

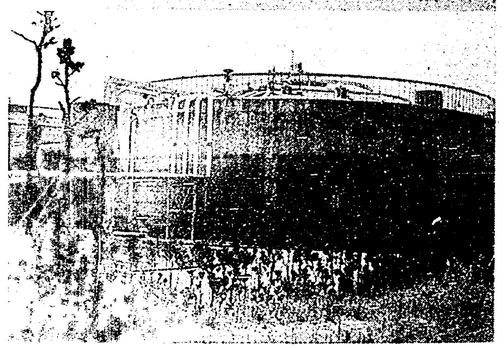

写真左上は、出島作業所の停泊所に接岸しているシ尿海洋投棄船。右上は、出島作業所のシ尿投入作業、右下は南部処理場の消化そう

収集作業に市民のみなさんのご理解を

シ尿収集作業の労働環境は、汚物に対する人間の感情が、そのまま作業員個人に対する見かたにおきかえられる面があり、そのことが作業員の態度や言動に微妙に反映することが考えられます。この点をご理解いただき、とくに、①留守をするときは隣家に頼んでおくこと②料金の内容をよく知っておくこと③便そうは汲み取りやすいものに改造すること――などは、収集作業を円滑にして、作業員とのトラブルを防止するために必要なことですから、平常からじゅうぶん心がけご注意いただくようお願いします。

市民のみなさんの生活環境を浄化するため、懸命に働いているシ尿収集作業員にあたたいご支援とご協力をお願いします。

お知らせ

「公衆ハカリ」のご利用を

スーパーなど15か所に

昨年６月から市計量協会の協力を得て「公衆ハカリ」を市内のスーパーや商店街など15か所に設置しています。この「公衆ハカリ」は、消費者のみなさんが買われた商品を、もう一度このハカリで計ってもらい、計量に対する関心と認識を深めていただくとともに、商店の人には、正しい量目で取り引きしていただくことを目的にしています。

ハカリの置台は、消費者のみなさんの声を聞く意見箱になっておりますので、備付けの用紙に、商品の量目、価格など、買物全般にわたる意見、要望、苦情などを投書してください。このたび、ハカリの設置場所を一部移転しましたので、せいぜいご利用ください。

◇市川薬品前（庚午南派出所前）◇広電会館己斐店１階と地下との階段踊り場（己斐町）◇マルシン江波店前（江波二本松二丁目）◇マルシン舟入店前（舟入中町）◇マルシン翠町店前（翠町）◇基町公設市場東側出入口（基町）◇丸食昭和町店前（昭和町）◇広電会館宇品店内（宇品神田五丁目）◇ふじや天満店内（天満町電停前）◇いずみ駅前店地下エスカレーター付近（松原町）◇いずみ八丁堀店（新天地）◇みどり宇品店前（宇品御幸三丁目）◇丸栄広島店１階と地下との階段踊り場（紙屋町二丁目）◇福屋電車通り側１階と地下との階段踊り場（胡町）◇ステーションビル地下改札口付近（広島駅）

市営住宅の応募受付けは１月16日からです

昭和44年度分として建設している市営住宅の入居者を募集します。受付け期間は１月16日から１月21日までですが、市営住宅入居申込書は、１月９日から市役所南庁舎地下売店前で、１部15円で販売します。募集に関するくわしいことは、１月15日付けで発行するこの広報紙でお知らせします。

市役所臨時職員を募集しています

雇用期間／１月６日から６月30日まで。
勤務時間／午前８時30分から午後５時まで。
応募資格／18歳から45歳までの心身ともに健康な男子。
日給／800円
募集人員／約10名
職務内容／住居表示に伴う現地調査、表示板の取付けを行なう
応募方法／履歴書を持参のうえ市役所人事課へ来課のこと。